ＯＫＢ ＳＣＬＡＭＢ サポーター規約

第１条（定義）

ＯＫＢ ＳＣＬＡＭＢ（以下「ＳＣＬＡＭＢ」という。）は、株式会社大垣共立銀行（以下「ＯＫＢ」という。）が社会課題の解決のために岐阜大学内に開設したオープンイノベーション創出支援拠点および当該拠点を中心に活動する事業全般のことをいいます。

ＳＣＬＡＭＢ サポーター（以下「サポーター」という。）とは、ＳＣＬＡＭＢの活動に賛同し、新規ビジネス創出などを目的に所定の登録手続きを経てＳＣＬＡＭＢの活動に協力する法人、連携機関（行政機関および行政機関の外郭団体に限る）（以下「法人等」という。）のことをいいます。

第２条（サポーター）

１．サポーターへの登録を希望する法人等は、ＯＫＢ所定の登録申込書により登録申請を行い、ＯＫＢ所定の登録手続きが完了した後、サポーターとなります。

２．サポーターには、スペシャルサポーター、ローカルサポーター、連携機関の３種類のサポーター区分があります。サポーターは登録に際し、サポーター区分を選択のうえ、登録申込書にサポーター区分を明記するものとします。

３．各サポーター区分の特典と協賛金については、別紙【サポーター区分および協賛金】（以下「別紙」という。）に記載します。

第３条（登録手続）

１．本条に定める登録手続の完了をもって、ＯＫＢとサポーターとの間に本規約その他の定めに基づくサポーター契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。

２．サポーターは、①ＯＫＢ所定の登録申込書に必要事項を記入のうえ、②担当者の当該法人等所属を確認できる資料（従業員証または名刺など）の写しとともにＯＫＢにご提出ください。ＯＫＢ所定の手続きおよび利用承認を経た後に、第５条に定める協賛金をお支払いいただいた時点で、登録手続が完了いたします。

第４条（契約期間）

１．本契約の契約期間は、登録日の次に到来する３月３１日までとします。契約期間終了の前月末までに第１２条に定める脱退手続をしない場合は、本契約は更に１年間延長されるものとし、その後も同様とします。

２．前項にかかわらず、ＯＫＢがＳＣＬＡＭＢを閉鎖またはＳＣＬＡＭＢの活動を停止すると決定した場合には、ＳＣＬＡＭＢの閉鎖または活動停止をもって本契約も終了するものといたします。

第５条（協賛金）

１．サポーターはサポーター区分に応じて、別紙記載の協賛金を支払うものとします。

なお、初年度は登録日に応じた月割の協賛金を一括で支払うものとします。
また、協賛金の月割計算において端数が出る場合には合計の協賛金（税別）から千円未満を切り捨てるものとします。

2．協賛金は、ＯＫＢが発行する請求書に基づき請求書の到達後１ヵ月以内に支払うものとします。

3．ＯＫＢは、ＳＣＬＡＭＢ維持管理費の増減などにより、協賛金額を改定することがあります。

4．協賛金に課税される消費税および地方消費税については、その法律に定める税率により算出した金員をサポーターが負担するものとします。

5．既払いの協賛金は、第４条２項に定める契約終了および第１３条２項に定める契約終了の場合を除き、返金されません。

第６条（サポーター特典）

1．サポーターは別紙に定めるサポーター特典をＯＫＢ所定の規定に従って利用することができます。

2．前項のサポーター特典はサポーターがその資格を有している期間利用できるものとし、サポーター資格の喪失に伴って終了いたします。

3．サポーター特典の内容は、ＯＫＢが必要と認めるときに、変更できるものとします。

第７条（権利の譲渡等の禁止）

サポーターは、サポーター特典など、本契約により生じる一切の権利の全部または一部を第三者に譲渡し、貸与しまたは担保の用に供することはできません。

第８条（損害賠償）

サポーターの故意または過失により、ＯＫＢまたはＳＣＬＡＭＢ施設の所有者並びに他のサポーター等に損害を与えた場合は、サポーターはＯＫＢに対して直ちにその旨を通知するとともに、これによって生じた損害を賠償するものとします。

第９条（免責事項）

次に掲げる事由によりサポーターが被った被害について、ＯＫＢはその責を負いません。

（１）地震、火災および水害等の不可抗力による損害、盗難、ＩＴインフラ等通信設備やその他諸設備機器の不調や故障、偶発事故、その他ＯＫＢの責めに帰すことのできない事由により生じた損害

（２）他のサポーターまたは第三者より被った損害

（３）ＳＣＬＡＭＢ施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害（オープンスペース等の利用中止に伴う損害を含む）

（４）ＩＴインフラなど通信設備やその他諸設備機器の利用により発生したデータの滅失、毀損、または漏洩、およびその結果発生する直接あるいは間接の損害

第１０条（登録事項の変更）

１．サポーターは、登録されている内容に変更があった場合は、遅滞なくＯＫＢへＯＫＢ所定の方法により登録情報変更の届け出をするものとします。

２．前項の届出がなかったため、ＯＫＢからの通知、または送付書類が届いていなかった場合であっても、通常通り届いたものとみなします。

第１１条（サポーター区分の変更手続）

１．サポーターは、サポーター区分の変更を希望するときは、変更を希望する年度が始まる１カ月前までにＯＫＢ所定の書面を提出することにより変更手続きを行うものとします。

２．サポーターは、前項の手続きを行った場合、変更を希望する年度の４月１日から新しいサポーター区分が適用されます。

第１２条（脱退手続き）

１．サポーターは、脱退（本契約の解約）を希望するときは、脱退を希望する年度が終わる１カ月前までにＯＫＢ所定の書面を提出することにより脱退手続きを行うものとします。

２．ＯＫＢは、原則、脱退希望年度の末日までに脱退の承認を行うものとします。

３．ＯＫＢによる脱退の承認により脱退手続きが完了し、脱退手続きの完了をもって本契約は終了いたします。

第１３条（契約の終了）

１．天災地変その他ＯＫＢおよびサポーターの責めに帰すべからざる事由により、ＳＣＬＡＭＢ施設の全部または一部が滅失もしくは毀損してＳＣＬＡＭＢ施設の利用が不可能となったとＯＫＢが判断した場合、本契約は終了します。また、これによって被った損害についてＯＫＢおよびサポーターはその責を負わないものとします。

２．ＯＫＢがＳＣＬＡＭＢ施設の運営を終了する場合またはその他ＯＫＢが必要と認める場合には、ＯＫＢは、理由の如何を問わず、かつサポーター区分に関係なく、本契約を終了させることができるものとします。

第１４条（契約の解除）

サポーターが以下の各号のいずれかに該当する場合、ＯＫＢは、何等の催告なしに本契約を解除することができるものとします。

（１）協賛金その他の支払債務を期日までに履行しなかったとき

（２）本契約に違反し、ＯＫＢがサポーターに対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しないとき

（３）ＳＣＬＡＭＢ施設において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他のサポーターもしくはＳＣＬＡＭＢ施設の利用者に不安を覚えさせる行為をしたとき、または他のサポーターの迷惑となる行為をしたとき

（４）ＳＣＬＡＭＢ施設を故意または重過失により毀損したとき
（５）破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続き開始の申し立てがあったとき
（６）解散の決議を行いまたは裁判所による解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く）
（７）犯罪を目的とした利用および公序良俗や法令に反する利用、その他ＯＫＢが不適当と判断した利用があったとき、またはそのような利用を助長するおそれがあったとき
（８）ＯＫＢが連絡を試みても３カ月以上連絡がつかないとき

第１５条（反社会的勢力の排除）
１．サポーターは、自己または自己の代理人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
（２）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（３）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（４）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（５）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（６）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
２．サポーターは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為
３．ＯＫＢは、サポーターが次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして、サポーター資格を抹消することができるものとします。
（１）第１項各号の表明が事実に反することが判明したとき
（２）第１項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
（３）第２項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
４．前項の規定によりサポーター資格を抹消された場合には、サポーターはＯＫＢに対し、サポーター資格の抹消により生じた損害を賠償しなければならないものとします。また、サポ

ーターは、サポーター資格の抹消により生じた損害について、ＯＫＢに対し何らの請求もすることができないものとします。

第１６条（秘密情報）

１．本規約において「秘密情報」とは、サポーター自らが秘匿したい情報の全ておよび、サポーターの利用期間中に、サポーターが知り得たＯＫＢまたは他のサポーターに関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

２．ＳＣＬＡＭＢ施設は、不特定多数が利用する施設であり、サポーターは自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一サポーターの秘密情報が漏えいした場合でも、ＯＫＢは一切その責任を負いません。

３．サポーターは、ＳＣＬＡＭＢ施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。

４．サポーターは、ＳＣＬＡＭＢ施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他のサポーターの権利を侵害しないよう努めなければいけないこととします。

５．本条の規定にかかわらず、以下に該当することをサポーターが証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。

（１）開示の時点ですでに公知の情報、またはその後 サポーターの責によらずして公知となった情報

（２）サポーターが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（３）開示の時点ですでにサポーターが保有している情報

（４）サポーターが、開示された情報によらずして独自に開発した情報

（５）ＯＫＢが、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

第１７条（守秘義務）

１．利用期間中に、サポーターが他のサポーターへの、前条規定の秘密情報を知り得た場合、サポーターは、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿するものとし、当該秘密情報の本人の許可なくソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいは、その手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏えい、公開もしくは利用してはなりません。もしサポーターが本項既定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、ＯＫＢはその責任を負いません。

２．サポーターは、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

第１８条（個人情報保護）

１．ＯＫＢは、ＯＫＢの保有するサポーターの個人情報を、ＯＫＢが定める個人情報保護にかかる方針等にしたがって管理いたします。

２．サポーターは、自己がＯＫＢに提供した個人情報が正確であることを保証するものとし、当該情報が不正確であることによってサポーターまたは第三者に生じる損害についてＯＫＢ

は一切責任を負いません。

第１９条（規約の改定および注意事項等の順守）

１．ＯＫＢは、サポーター特典の利用、利用時間、サービス内容等を含む本規約の内容を、民法第５４８条の４の提携約款の変更の規定に基づいて変更することができるものとします。

２．ＯＫＢは、前項に基づき本規約を変更する場合には、変更後の本規約をホームページで公表し、又は、その他のＯＫＢが適切と判断する方法で周知するものとし、変更後の本規約は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から効力を生じるものとします。

第２０条（裁判管轄）

本規約または本契約に関し紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２１条（規定外事項）

ＯＫＢ及びサポーターは、本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈につき疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

第２２条（附則）

（１）本規約は、令和６年４月１日より施行します。

（２）本規約の改定は令和７年９月１日より施行します。

以　上

【ＳＣＬＡＭＢ施設の表示】

岐阜県岐阜市柳戸１－１　ＴＯＩＣ岐阜サイト２階

別紙

【サポーター区分および協賛金】

（サポーター企業）

	サポーター区分	Special スペシャルサポーター	Local ローカルサポーター
	協賛金	50 万円/年	30 万円/年
サポーター特典	企業動画放映（SCLAMB・OKB 岐阜中央プラザ）※1 1 ターム回数※2	2 回	1 回
	ロゴプレート掲示※3	24 ㎝×24 ㎝	12 ㎝×12 ㎝
	SCLAMB 主催イベントの広報物へのロゴ掲載	●	–
	施設利用 （イノベーションパーク・カンファレンスルーム）※4	●	●

（連携機関）

	サポーター区分	連携機関※5
	協賛金	–
サポーター特典	ロゴプレート掲示※3	12 ㎝×12 ㎝

※１　企業動画放映の詳細については、別途定める『「ＯＫＢ　ＳＣＬＡＭＢ」企業動画放映規定』に従って、ご利用いただけます。

※２　動画は１回３０秒です。全サポーター企業の動画放映が一巡する単位が１タームです。

※３　プレートはＯＫＢにて作成します。デザインは、OKB 所定の基準に従って、サポーターとＯＫＢ双方の協議により決定します。

※４　施設利用については、別途定める『「ＯＫＢ　ＳＣＬＡＭＢ」施設貸出利用規定』に従って、ご利用いただけます。

※５　連携機関は行政機関や行政機関の外郭団体に限ります。